

使用前確認申請書

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の11第3項の規定により次のとおり使用前事業者検査の確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 執行役社長 森本 孝
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 高浜発電所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
申請に係る発電用原子炉施設の概要	高浜発電所第3号機および第4号機 原子炉本体に係るもの 17行17列B型燃料集合体（輸入）（MOX燃料） （燃料体の数：32体（燃料要素 8,448本））
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和2年12月9日 原規規発第2012097号 令和2年12月9日 原規規発第2012098号
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査（燃料体）（表4）※ 期日 自 2021年1月29日 至 未定 場所 関西電力株式会社 原子力事業本部 （福井県三方郡美浜町郷市13号横田8番） Orano Recyclage 社 メロックス工場 （フランス国 シュスラン） 高浜発電所 （福井県大飯郡高浜町田ノ浦）
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査（表9） 期日 自 2021年 5月 至 未定 場所 関西電力株式会社 原子力事業本部 （福井県三方郡美浜町郷市13号横田8番） 高浜発電所 （福井県大飯郡高浜町田ノ浦）

申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	未定
原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法	—

(手数料 金 458,200円)

※1：以下の加工の工程ごとに検査を実施する。

- ①燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時
- ②燃料要素については、燃料要素の加工が完了した時
- ③燃料集合体については、燃料集合体の加工が完了した時

※2：2020年1月31日付けで輸入燃料体検査申請を実施（関原発第483号、第484号）

(添付書類)

添付書類ー1 工事の工程に関する説明書

添付資料ー2 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2020年		2021年											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
原子炉本体に係るもの 17行17列B型燃料集合体（輸入） （MOX燃料） 燃料体の数：32体 （燃料要素8,448本）														

※以下の加工の工程ごとに検査を実施する。

- ①燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時
- ②燃料要素については、燃料要素の加工が完了した時
- ③燃料集合体については、燃料集合体の加工が完了した時

施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

発電用原子炉施設における施設管理の重要度は、法第43条の3の9第1項の規定に基づく設計及び工事の計画における、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」等に従い、原子炉施設の安全上の重要性に応じ、下表「グレードの区分」に従い管理を行う。

重要度		グレードの区分
原子炉施設	○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ○クラス3の設備及びその他設備のうち、発電への影響度区分が「その故障がプラント稼働にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス
	○上記以外の設備に係る工事	Cクラス
原子炉施設のうち 重大事故等 対処施設	○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備（常設設備）	SA常設
	○重大事故等対処設備（可搬設備）	SA可搬（工事等含む） 又は SA可搬（購入のみ）

本申請において使用前確認を受けようとする燃料体は、グレードの区分をAクラスとする。